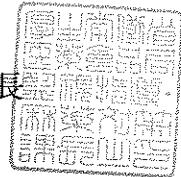


薬食監麻発0804第1号

平成21年 8月 4日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部改正について

平成21年厚生労働省告示第354号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

記

1. 改正要旨

検定を受けるべき医薬品の名称の一部が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成21年7月7日）



六別表の「第一号から第五号までに掲げる貨物に係る技術」
七別表の「第一号から第五号までに掲げる貨物に係る技術」

ナロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を用いた複合材料又はその成形品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるものに限る）。

ラ振動試験装置又はその部品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるものに限る）。

ムを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は省令第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

燃烧試験装置であつて、推力が六八キロ二ユートンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験することができるもの又は同時に三軸方向の推力成分を測定することができるもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は省令第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ウ飛行の状態をシミュレートすることができるロケット若しくは無人航空機又は省令第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ホ電子加速器であつて、一メガエレクトロンボルト以上のエネルギーを有する加速された電子からの制動放射によって電磁波を放射することができるもの又はこれを用いた装置（医療用に設計したものと除き、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は省令第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ネ比強度が七六、一〇〇メートルを超えてかつ、比弾性率が三一、一八〇、一〇〇メートルを超える繊維で補強した有機物若しくは金属をマトリックスとするものからなる複合材料（プリフレグであつて、ガラス転移点が一四五度以下のものを除く。）又はその成形品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は省令第三条第二号に該当する貨物に使用するように設計したものに限る。）

○財務省告示第一百一十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日

財務大臣 与謝野 醍

第一号中リを「とし」、ヲを「とし」、トの次に次

のように加える。

チ居住者若しくは非居住者による本邦から外國へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動として外務大臣が定めるもの）に寄与する目的で行つるもの

ニヨーテンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験することができるもの又は同時に三軸方向の推力成分を測定することができるもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は省令第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ドを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は省令第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ラ振動試験装置又はその部品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるものに限る。）

ムを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は省令第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ラ振動試験装置又はその部品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるものに限る。）

○財務省告示第一百一十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第五百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日

財務大臣 与謝野 醍

平成二十一年七月七日

○財務省告示第一百一十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第五百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日

財務大臣 与謝野 醍

○財務省告示第一百一十七号